

平 2 0 指 導 監 査 第 3 1 2 号
平成21年（2009年）1月27日

各社会福祉施設等の長
様
各介護保険施設の長

山口県健康福祉部長

社会福祉施設等におけるインフルエンザ対策の一層の徹底及び感染性胃腸
炎等の施設内感染防止対策の徹底について

社会福祉施設等における感染症防止対策については、平素から格別の御配慮をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、社会福祉施設、介護保険施設等におけるインフルエンザ対策については、「社会福祉施設等における今冬のインフルエンザ総合対策の推進について」（平成20年12月10日付け平20指導監査第264号山口県健康福祉部長通知）により、既に通知しているところですが、このたび、東京都内の医療機関においてインフルエンザの集団発生により入院患者のうち3名が死亡するという事態を受け、厚生労働省より別添写しのとおりインフルエンザ対策等の一層の徹底について通知がありました。

併せて、ノロウィルスによる感染性胃腸炎の施設内感染防止については、これまでもその徹底をお願いしているところですが、県内の社会福祉施設等において感染性胃腸炎の患者発生が報告されるなど、感染性胃腸炎が多発する時期を迎えています。

つきましては、国通知や先般の県通知の内容を確認され、インフルエンザ対策の一層の徹底に努めていただきますとともに、別添「社会福祉施設等におけるノロウィルスに関する留意事項」により、感染性胃腸炎の発生・まん延防止対策の徹底にも万全を期していただきますようよろしくお願いします。

なお、インフルエンザやノロウィルス等による感染が疑われる症状が表れた場合には、嘱託医や協力医療機関等とも連携しながら、医療機関の受診やまん延防止などの迅速な対応をとっていただくとともに、下記のいずれかに該当する場合は速やかに県健康福祉センター及び県の所管課まで御報告ください。

記

1 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患

者が1週間に2名以上発生した場合

- 2 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
- 3 1及び2に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

注) インフルエンザ様疾患患者が集団発生(入所者人員の10%程度以上)した場合には、その状況(発生患者数、対応状況等)について県の所管課あて速やかに報告すること

【参考】

- ・インフルエンザホームページ(厚生労働省)

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/index.html>

- ・「ノロウィルスに関するQ&A」(厚生労働省)

<http://www.mhlw.go.jp/topics/syokuchu/kanren/yobou/dl/040204-1.pdf>

- ・「山口県感染症情報センター」

<http://kanpoken.pref.yamaguchi.lg.jp/jyoho/page5-2.html>

各施設等所管課・担当者

指導監査室	主査	富樫	083-933-2841
厚政課	主幹	梅地	083-933-2727
長寿社会課			
(施設班)	主幹	國弘	083-933-2793
(介護保険班)	主幹	高嶋	083-933-2774
こども未来課			
(保育・家庭福祉班)	主幹	正司	083-933-2747
(児童環境班)	主幹	藤村	083-933-2744
障害者支援課	主幹	藤本	083-933-2735